

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成30年 12月3日	平成30年 12月17日	区民モニターの各調査について、全区役所から「調査した結果、取得したデータにつきましては、母集団の代表となっていないとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用しています。」などとの説明がありました。標本が母集団の代表になっていない場合、標本の集計結果は何を意味するものなのか不明にならざるを得ないにもかかわらず、「施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用」できるというのはいかなる根拠によるものなのか示されている文書を公開してください。（西淀川区に係るものについて）	不存在	号	西淀川区	企画課
				号		
				号		
				号		